

令和 2 年度第 3 回東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日: 令和 3 年 2 月 1 日)

開催日及び場所		令和 2 年 12 月 18 日(金) 仙台合同庁舎A 棟7 階東北農政局会議室		
委員		大泉 裕一(公認会計士・税理士) 杉山 茂雅(弁護士) 藤野 清光(ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和 2 年 7 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日		
審議対象案件		218件 うち、1 者応札案件 59件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		6件 うち、1 者応札案件 3件 (抽出率2.8%) (抽出率5.1%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件内訳	工事	一般競争	3件 うち、1 者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	測量・建設コンサルタント等業務	一般競争	2件 うち、1 者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		物品役務等	一般競争	1件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			指名競争	0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約 (企画競争・公募)		0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	随意契約 (その他)		0件 うち、1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	(特記事項) なし。			
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
			別紙のとおり。	別紙のとおり。

委員会による意見の具申又は勧告の内容〔これらに対し部局長が講じた措置〕	なし。
-------------------------------------	-----

事務局： 東北農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>< 工事編 ></p>	
<p>(最上川下流左岸農業水利事業 中央排水路新渡 (その1) 工事及び 中央排水路新渡 (その2) 工事)</p>	
<p>落札率が高い理由は、地盤改良工事を特殊な機械を持っている下請業者に出さざるを得ないためだということだが、その機械は、多くの下請業者が持っていない機械なのか。</p>	<p>業者数は把握していないが、地盤改良に必要な機械を指定して発注するようなことはない。施工や工程的なものも含めて業者からすると、パワーブレンダーという機械を用いることが一番効率的だったと聞いている。</p>
<p>地盤改良工事はいろんな所で行われているのだから、工事が出る業者は案外多いのではないのか。</p>	<p>地盤改良工事の機械の選定については、改良する深さにもよるが、本工事は深い位置まで掘削して、均一に混合することが必要になる。</p> <p>そのため、地盤を下の方まで掘削して、所定の改良材を均一に混合するのにパワーブレンダーが一番効率的であるが、それを持ち合わせている業者は少ない。</p> <p>一方、改良の深さが比較的浅く、2 m程度の地盤改良深であれば、一般のバックホウで改良材を地盤と混合して改良出来る。</p>
<p>施工体制というのは、どの時点で業者から提出させるのか。</p>	<p>受注者と契約が整ってから施工体制図や施工計画書を提出してもらうこととなる。</p>
<p>その1工事とその2工事のどちらも中層混合処理工は下請業者のA業者に出している。たまたまかもしれないが、下請業者が1者しかいなかったのか。</p>	<p>下請業者が1者しかいないということではないが、機械を持ち合わせている業者は少ない。</p>

<p>A業者が（その1）工事と（その2）工事の下請に入っているのはなぜか。また、（その1）工事も（その2）工事も入札参加した業者は全て同じ業者であり、殆どが予定価格超過になっている。そのうち落札者以外の2者が予定価格以内である。なぜ、予定価格超過者は似ているような入札金額になっているのか。</p>	<p>入札金額の内訳書は、各社で相違している。</p>
<p>（その1）工事と（その2）工事の予定価格超過の理由は、地盤改良工事のところで農政局の設計金額をオーバーしたので、全体の予定価格のオーバーに結びついたということか。</p>	<p>特殊な工法を用いる場合は、どうしても下請けが専門業者に限られることになる。入札参加したい業者はそれぞれの方法で専門業者を探し出して見積書を出してもらい、その見積りを採用するが、自社の機械や社員を使って出来る作業であれば比較的経費を安く出来る。特殊な機械を用いた下請業者の場合は、下請業者の経費比率がそのまま上乘せされることになる。</p>
<p>地盤改良工事以外の本体工事は、自助努力しても限られているため、地盤改良工事の金額のウエイトが高くなるのか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>どちらの工事にも同じ業者が入札して、落札した業者以外は殆どが予定価格超過になっており、特殊な機械しか使えないとして下請になった業者がどちらの工事にも同じ業者となっているが、本当に適切な競争入札になっていたのか。</p>	<p>（その2）工事については、A業者だけではなく、表層改良、土工、仮設工事は違う下請業者を使用している。おそらく表層部分と中層部分を分けて、それぞれ見積りした結果、安かった業者を採用したと考えられるので問題ないと思われる。</p>
<p>（その1）工事はA業者が基礎工、（その2）工事はA業者が中層混合処理工で、B業者が表層改良、土工、仮設工事となっている。表層改良と基礎工は全く違うものではないのか。</p>	<p>違うものである。</p>
<p>やるべき工事がそれぞれある中で、A業者の中層混合処理工が同じ下請に入っている。特殊な機械を持っているのがこのA業者だったということだが、隣同士の工事だから全く別の業者ということは</p>	<p>2件とも同じ下請業者だいうご指摘については、東北全体、あるいは全国的に見ればそういう施工機械を持つ業者はいると思うが、地域においては特定の下請業者に頼らざるを得ない状況があったの</p>

ないかもしれない。	ではないかと思われる。
この工事は工期の問題があって分割したのだから、両方落札したら工期が間に合わないのではないのか。	最初の入札で落札したら次の工事は辞退するものと思われる。
山形県内の庄内地方の業者であれば分かるが、A業者は仙台市青葉区の業者である。 宮城県のA業者を下請にしたのはなぜか。たまたまだったのか。	地域的な限定の中で、この地域でこの工事をしようとしたらこの業者にならざるを得なかったのではないかと思われる。
この特殊な機械をA業者しか持っていないというのであれば仕方がないが、他にも何社かあるというのであれば、当然、そうでない方が普通だと思う。 何で入札業者が一緒に、使っている下請業者が同じなのか、なぜこういう形になっているのか。	結果的にそうなったのではないかと思われる。 入札業者が一緒なのは、地元の業者がどちらかの工事を受注しようとして入札参加したのではないかと思われる。 下請業者が同じなのは、この地域においては特定の下請業者に頼らざるを得なかったのではないかと考えられることから、問題はないと思われる。
工期の関係もあって2つに工事を分けたということだが、例えば一つの工事としてやった場合の想定はしなかったのか。 下請業者の構成比率が同じであれば、余り変わらないのではないのか。	工程的に自社で確保出来る技術者や労働者を2件でやるところを1件でやろうとすれば、それだけ多数の技術者や作業員を確保しなければならない。 作業員を確保することが難しいということであれば、入札参加者が減っていた可能性がある。
一つの工事が始まったら、他の工事の技術者等はゼロに近くなるのか。	地域の実情にもよるが、いずれにしても、工事着手が8月、9月になって来て、次の年の3月までの工期と考えれば難しいと考える。
2つの業者で最後に水路を繋げなくてはならないが、大丈夫なのか。	接続部の調整は必要であり、受注者間で責任を持って施工を調整し、齟齬のないように事業所が監督する。
<p style="text-align: center;">-----</p> <p>(平川二期農業水利事業 五所川原幹線用水路除塵設備製作据付工事)</p>	

除塵機の据付工事だけでなく、機材の設置も含まれているのか。	そのとおり。
調達単価は余り左右されないのか。	そのとおり。
工事の条件を満たし、かつ、実績・能力のある業者は結構いるのか。	公共事業の登録システムで条件を満たす業者は東北管内で23者である。
他の業者は入札しなかったのか。	利益に合わなかったので入札参加しなかったのではないかと思われる。
普段のメンテナンス工事の場合であれば企業努力出来る幅が少ないと聞いているが、こういった更新や新規取付に近い工事の場合も、企業努力の幅は少なかったのか。	工事の制約が多い中で、地元対応が必要であり、かつ、利益を上げなければならぬことから、入札金額が高目の設定になったのではないかと思われる。

＜測量・建設コンサルタント等業務編＞	

(岩手山麓農業水利事業 導水路撤去補足設計業務)	
導水路撤去や鉄道設計の能力を備えたコンサルタント業者は何者いるのか。	東北管内で18者確認している。鉄道関係の特殊な設計や安全管理など、そういうノウハウの技術を持っている会社は全体的に少なくなっている。
歩掛り等が公表されているということだが、具体的にどういうものが公表されているのか。	1年に一度歩掛改定したものを農水省が公表し、農水省が監修した図書を一般会社が発行している。
例えば、設計業務だと、1人何日必要で、時間は何時間かかるということか。	そのとおりであり、技術者ランクに応じて、例えば技師Aが何人、技術者が何人必要である等、標準的な歩掛である。標準歩掛にない特殊な歩掛については、現場説明書で歩掛を公表した上で、入札手続きを行っている。
企業に裁量があるところ以外は、標準的に、原価に何割かは、数量掛ける単価の様に決まっているのか。	設計業務の歩掛には細かい作業項目があり、その項目毎のレベルに応じて5種類位の技術者がいて、単価の高い人、安

	い人の中でこの項目は何人位かかると定めている。それらを足し合わせて全体の金額を算出出来る積算体系となっている。
その数量と単価は守らないといけないのか、企業努力で数量を下げるのは構わないのか。	企業努力で数量を下げ、入札金額を算出しても構わない。
この業務だと、歩掛りが占める割合はどれ位になるのか。	業務毎に違うのでこの場では即答出来ない。
業務によって入札金額に差が出るということは想定されないのか。	工事でいう直接工事費というものがあって、歩掛りでいう数量掛ける単価で入札金額が算出出来るが、業者が赤字が出るほど下げるとするのは考え難い。業者の利益にあたる直接業務費に対する一般管理費率は公表しており、一般管理費は自助努力で下げる可能性はある。それは会社としては、他の業務で利益が上がるのであれば、こちらは安くして実績を得たいという、会社の経営方針があると思われる。

(国営施設応急対策事業 旧迫川地区事業計画補足検討業務)	
この業務は補足検討作業が発生したことによる発注になるが、主要工事計画は元々あったのか。	主要工事計画は、箕岳揚水機場及び付帯する水路の改修、その2つを主要工事として位置付けて事業計画を策定している。
主要工事関係の業務のコンサルタント発注は既にあったのか。	過年度までに基本的な計画策定業務は実施している。今回は河川協議などの他動的要因により、追加検討が必要になった部分を補足設計として発注している。
主要工事計画は、コンサルタントに依頼して策定したのか。	過年度にコンサルタントに発注して、検討している。
その主要工事計画を策定したコンサルタントはどこか。	今回と同じ業者である。
不測の事態とは、機械が突然止まった	協議しているのは農政局であるが、協

<p>らどうしようもないことだが、補足検討は河川管理者との協議で新たに必要になったのか。</p>	<p>議を進める中で新たに仮設計画などの検討が必要になった。</p>
<p>主要計画を立てる段階で河川管理者と協議はやっているのではないか。</p>	<p>基本的な内容の協議から始めているが、最終的には、工事着工前の年度において、詳細な仮設計画等が協議の中で必要となった。</p>
<p>主要工事計画を立てても、直前に協議しなければならぬことは分かるが、主要工事計画の段階である程度煮詰まっているのではないのか。</p>	<p>協議の中で、最初は基本的な事項を確認し、主要工事計画を立てる際には更に詰めたもので協議を実施する必要があり、具体的に何を改修するのか、構造的なものが河川管理上支障がないかなどの内容が次の協議段階になる。最終的には、本体工事と仮設工事の詳細計画を協議し、仮締め切りをする時の工法はどうかとか、そういった形で、段階を踏んで協議を進めて行くことになる。</p> <p>このため、最初から全て協議しているわけではないので、協議を進める段階で追加の検討事項が発生することもある。</p>
<p>追加が必要なのは分かるが、この NTC コンサルタントが経験豊富で主要工事計画もやっていたのに、補足検討は必要なのか。</p>	<p>協議の上、必要になったものであり、業者の経験とは関係ない。</p>
<p>主要計画の中では織り込み済みではないのか。</p>	<p>そういうわけではなく、基本設計の段階、実施設計の段階、それぞれの段階で協議を進めることになるので、工事内容によっては必要なものが新たに出てくることもある。</p>
<p>コンサルタントの発注自体は分かるが、主要計画があつて、それから補足検討を行うという、手順を踏むのは通常のやり方なのか。</p>	<p>基本的には、農政局で持ち出したものでそのまま承認されれば良いが、協議の相手方から新たな事項を指摘されたりすれば、こういった補足検討という形で追加で検討することになる。</p>
<p>今回は、詳細計画が加わったことだが、補足検討の時の入札結果は1者応札が必然的に多くなるのか。最初の元の</p>	<p>そうとは限らない。補足の業務を発注する場合は、過年度の成果品も全て公表して進めているので、過年度の成果品を</p>

業務のコンサルが落札することになるのか。そうとは限らないのか。	活用すれば、自社でも出来ると考えれば当然入札に参加すると思われる。
今回1者応札だったのは、別の業者が出来そうにないと判断したということか。	発注時期とか、技術者が確保出来ない等の理由により、今回の入札は見合わせるようになったと考えられる。
業者としては、他者が作成した成果を使ってやりたがらないのではないのか。	農政局は、常に門戸は開いている。ただ、結果論になるが、業者からするとゼロベースで他の会社が出した業務を見てこういった考え方で自社もやっていこうというよりは、全く新しいものを選んでいく方が効率が良いと考えるのが一般的だと思われる。
門戸は開いていると言われたが、納入したところがメンテナンスを行うのと同じようなことになるのではないのか。	結果論としてそういうことになる。
<物品・役務編>	
(令和2年度農業水利施設騒音測定業務)	
こういう業務は全国で毎年やっているのか。	基本的には3カ年位の調査期間とし、本調査は6農政局で行っている。本調査は長期継続的に行うのではなく、発生する課題に応じてテーマを検討・設定しながら行っている調査である。
3年位の間に6農政局で測定するということか。	そのとおり。
同じような調査は、この次はいつやるかは分からないのか。	本調査は今年が1年目なので、また場所を変えたりして、2年目、3年目に調査を継続する。
1年目は6農政局で調査し、来年も同様に6農政局で調査する可能性があるということか。今年から始めたのか。	そのとおり。
他の局の落札率は分からないか。	分からない。

<p>来年も同様な業務があった場合は、予定価格は見直すのか。</p>	<p>全く同じ調査内容にならないと思われるので単純には言えないが、必要があれば見直しも考えられる。</p>
<p>工事とか業務には調査基準価格はあるが、こういう業務にはないのか。</p>	<p>調査基準価格の設定対象になっていない。</p>
<p>一国民からすると専門的なことは分からないが、年2回、農業水利施設で音と風を調べるのに予定価格が300万円もかかるのかなと疑問がある。</p>	<p>正確に測定するためには、風が強かったりすると正確な測定が出来ないので、現場に行っても測定出来ずに帰還する場合もある。最適な条件の時には1回で終わることもあるが、現場には何度か行くことになるので、予定価格は適正である。</p>
<p>風向とか風速とかの基準があって、その範囲内で調査するようになっているのか。</p>	<p>風の影響がない時の音の測定が基本であり、風向・風速も記録している。音は現場で測定・記録し、持ち帰って分析する作業があるので、単純に現場で測って終わりという業務ではない。現場測定以外の室内分析業務もあることをご理解願いたい。</p>
<p>それだけの仕事をするので300万円位の予定価格を設定するのは分かるが、65万円で受注してペイするとなると300万円は高すぎる。もし本当に300万円かかる業務を65万円で受注するのであれば、その企業がおかしいことになる。その企業が赤字でも構わないと思っているのか、労働条件なり、機材関係の不備で、適切な調査をしていないのではないのか。</p>	<p>成果物の品質の点では、農政局が求めるものを受注業者に担保していただくことになる。 適切に行っていただいております、計量証明書もついたしっかりした成果となっている。</p>
<p>予定価格の設定が妥当かは別として、利益を上げながら適正な価格で入札してもらうよう予定価格の価格設定について調査されたら良いのではないのか。</p>	<p>他の農政局で行っているものは測定だけでなく、業務として行っている可能性もある。一概に落札率について比較は出来ないかもしれないが、もし状況が分かれば次回の委員会で報告する。</p>
<p>国民の税金であるので、安かろう悪かろうということのないようお願いしたい。</p>	<p>承知した。</p>